

平成26年

警察庁行政事業レビュー公開プロセス

- 1 日時
平成26年 6月11日（水）午後 3時30分から午後 5時40分までの間
- 2 場所
中央合同庁舎第 2号館地下 2階共用会議室
（東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2）
- 3 議題
（1） 司法解剖の実施
（2） 電子計算機運営
- 4 議事
次のとおり

議 事

【司法解剖の実施関係】

会計課長 それでは時間になりましたので、ただ今から警察庁の行政事業レビューの公開プロセスを開催させていただきます。皆様には御多用のところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、警察庁会計業務改善委員会副委員長の会計課長の石田でございます。本日の議事進行をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。はじめに、警察庁会計業務改善委員会委員長であります坂口官房長から御挨拶を申し上げます。

官房長 官房長の坂口でございます。本日は、有識者の皆様には、大変お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。今回の警察庁行政事業レビューの公開プロセスを実施するに当たりまして、冒頭一言御挨拶申し上げます。

警察庁では、現在、警察庁職員から成る「警察庁会計業務改善委員会」及び部外有識者から成る「警察庁会計業務検討会議」を通じて、行政事業レビューに鋭意取り組み、事業の効果的・効率的な実施に努めているところでございます。本日は、警察庁が昨年度に実施した事業のうち、客観的、かつ、公開の方法により検証することが望ましいと考えられた2つの事業につきまして、有識者の先生方に御議論いただきたいと存じます。限られた時間ではありますが、忌憚のない御意見、御提言を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

会計課長 それでは、本日の御参加の有識者の方々を御紹介させていただきます。

監査法人不二会計事務所公認会計士の水谷章様です。

水谷委員 水谷です。よろしく願いいたします。

会計課長 ポールヘイティンクス法律事務所・外国法共同事業弁護士の上山直樹様です。

上山委員 上山です。よろしく願いします。

会計課長 横浜市情報統括補佐監兼情報セキュリティ大学院大学名誉教授の内田勝也様です。

内田委員 内田でございます。よろしく願いします。

会計課長 一橋大学経済学研究科・政策大学院教授の佐藤主光様です。

佐藤委員 佐藤です。よろしく願いいたします。

会計課長 竹谷法律事務所弁護士の竹谷智行様です。

竹谷委員 竹谷です。よろしく願いいたします。

会計課長 東京大学社会科学研究所教授の松村敏弘様です。

松村委員 松村です。よろしく願いいたします。

会計課長 また、司法解剖の実施事業につきましては、参考人として千葉大学大学院兼東京大学大学院法医学教室教授の岩瀬博太郎様に御参加いただいております。

岩瀬参考人 岩瀬です。よろしく願いいたします。

会計課長 それでは審議に入ります前に審議の流れにつきまして簡単に説明させていただきます。まずはじめに、事業の概要等につきまして担当課長から説明がございます。次に、私からその事業の主な論点につきまして説明をさせていただきます。その後、

事業について皆様に審議をいただきたいと思いますが、一つ目の対象事業である司法解剖の実施につきましては、法医学について専門的な知見をお持ちな岩瀬様に対して、委員の皆様からの御質問もあり得ることについて岩瀬様より了解をいただいております。皆様には40分程度御審議いただいた後にお手元のコメントシートに御記入をいただきたいと存じます。

その後、皆様の評価を踏まえまして、事前にとりまとめ役として指名させていただいた有識者の先生から、評価結果の案及び取りまとめコメントの案を提示していただきます。そして、この案に対しまして、有識者の皆様から御意見をいただいた後にそれらを踏まえ、取りまとめの役の先生から最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表していただくことといたしております。

なお、本日公開プロセスの終了時間につきましては、概ね午後5時半ころを予定しております。一つの事業の審議時間は、一連の流れを含めて全体で1時間程度を予定しておりますので、皆様には進行に御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

では、まず本日の一つ目の事業であります司法解剖の実施について、始めたいと思います。本事業につきましてはとりまとめ役を水谷様をお願いいたしております。

それでは、担当課長である捜査第一課長から5分程度で説明をお願いいたします。
捜査第一課 捜査一課長の松岡でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

スライド若しくはお手元のA4の横長の資料に基づきまして御説明いたします。

資料の1ページ目でございます。

警察における死体取扱いの流れについてでございますが、平成25年中に警察が取り扱った死体の総数は16万9千体であります。これらは、「犯罪死体」、「変死体」、「その他の異状死体」に分類されるところであります。

まず、「犯罪死体」につきましては、直ちに検証や実況見分、司法解剖といった犯罪捜査の手続に移行することになります。

次に、「変死体」につきましては、検視が行われ、その結果、死因に犯罪性が認められる場合や、犯罪性の疑いが払拭できない場合には、司法解剖が行われることとなります。

また、残りの「その他の異状死体」につきましては、初期の段階では、犯罪性が認められない死体ということになりますが、死因・身元調査法の規定に基づき、死体調査が行われた後、必要に応じて検査、解剖等が行われることとなります。これらの手続の結果、その死が犯罪によるものとの疑いが認められた場合には、犯罪死体や変死体と同様に、司法解剖に移行することとなります。

スライドの2ページ目でございます。

ここで司法解剖の意義・目的について御説明します。

まず、犯罪の立証についてであります。解剖は、加害行為と死亡との因果関係を明らかにするものであり、殺人事件をはじめとする人の死亡の結果を伴う犯罪の立証に不可欠としてございます。

次に、犯罪性の有無の判断につきましては、外表の検査からは犯罪死であることが断定できない死体につきましては、死体の体内の状況を明らかにすることにより、犯罪

性の有無を判断する上で極めて有効な資料を得ることができます。

それぞれの具体例につきましては、記載のとおりでございます。

3ページでございますが、ここでは、警察における死体取扱数の推移について表したものでございます。

死体取扱数につきましては、御覧のとおり、近年増加傾向にあり、25年は16年と比較しまして、数にして約3万3,000体、率にして1.24倍に増加してございます。

資料の4ページでございますが、今申し上げました死体取扱数の増加に伴い、司法解剖数につきましても、増加傾向にあります。25年は16年と比較しまして、数にして約3,400体、率にして1.68倍に増加しているという状況でございます。

資料の5ページ目でございます。

司法解剖を取り巻く情勢として、国レベルでの死因究明推進の動き等について御説明いたします。

近年、年間死者数の増加等の事情を背景に死因究明体制の強化が求められております。平成24年6月には、死因究明等の推進に関する法律が制定され、この法律に基づいて策定された死因究明等推進計画が、近々、閣議決定される予定となっております。

この推進計画は、死因究明等を総合的かつ計画的に推進するために、関係省庁や関係団体が推進する施策を定めたものでありまして、ここでは、司法解剖の委託経費につきましても、日本法医学会と調整しながら、必要な検討を行っていく旨の項目が盛り込まれる予定であります。これに関連して、日本法医学会からは、解剖の実施体制の維持や各種検査の充実等を図るための予算措置についての要望がなされており、その具体的な内容を右側の囲みの中で示してございます。

資料の6ページでございますが、ここでは、司法解剖経費の当初予算額の概要を示してございます。

司法解剖に要する経費につきましては、警察法に基づきまして、国庫支弁経費とされております。25年度の司法解剖経費全体の予算額は約15億6,600万円で、その内訳としましては、ここにお示ししましたとおり、司法解剖謝金、死体鑑定謝金、司法解剖基本料、司法解剖検査料、感染症等危険防止消耗品、薬物検査等委託費の6項目であります。

資料の7ページでございますが、ここでは、司法解剖経費の執行額の推移を表してございます。

このグラフの水色の部分が先ほど前のページで御説明しました「司法解剖謝金」と「死体鑑定謝金」の2項目を示してございます。その下のピンク色の部分が「司法解剖検査料」等の残りの4項目を示してございます。

司法解剖経費の執行額につきましては、ここ2年は若干減少したものの、全体としては増加基調であります。25年度には総額で約21億9,400万円となりましたが、ピンク色で示した検査料等が大きく増加していることがお分かりになるかと思えます。

資料の8ページでございます。

これは25年度中の司法解剖経費の執行額の内訳を項目別に表したものでございます。前のページで「検査料等」として一括りにされていたもののうち、「司法解剖検査料」

が全体の65パーセントを占めており、「死体鑑定謝金」、「司法解剖謝金」の併せた3項目で執行額全体の9割を占めている状況でございます。

資料の9ページでございますが、これは司法解剖に係る契約の流れを示したものでございます。

まず、諸謝金につきましては、鑑定人本人に対して謝礼として支払われるものであり、具体的な金額につきましては、解剖時間や鑑定書の枚数に応じて決定しております。

その次に、検査料等につきましては、各道府県警と解剖嘱託先機関との間で単価契約を結んでおります。司法解剖検査料を例に御説明しますと、右側の表のとおり、警察庁において検査項目ごとに予算積算上の検査単価を定めており、例えば、血液生化学検査については1体当たり3万円、組織学的検査につきましては、顕微鏡標本1枚ごとに5,000円の単価を設定してございます。道府県警におきましては、こういった単価を参考にしながら、鑑定嘱託先機関との間で契約を締結しているところであります。

なお、検査料等について単価契約としてございますのは、個々の死体の状況に応じて実施すべき検査の種類や程度が異なり、あらかじめ1体当たりの所要経費を積算することができないという考え方によるものでございます。

資料の10ページでございますが、ここでは、解剖医及び解剖委託先機関の現状を示してございます。

25年中の解剖医及び解剖委託先の機関の数、それから1機関当たりの平均解剖委託数は、ここにお示したとおりであります。中でも、自県内に委託先の機関が1機関のみの県は35県、このうち解剖医が1人のみの県は13県となっており、司法解剖を委託できる機関の数は非常に限定されているというのが現状であります。

また、解剖委託数の多い機関では年間300体以上の解剖を実施しており、各県警察にあっては、公務等で非常に多忙の法医学教室の先生方に時間をやりくりしていただき、必要な数の解剖を何とかお願いしているのが実状であります。

資料の11ページでございますが、ここでは、警察が司法解剖を委託している全国の機関の中から、2つの大学を抽出して、その解剖費用を比較したものであります。

死体の状態によっては、解剖に長時間、あるいは多数の検査を要するため、こういった例外的事情の影響をなるべく小さくするという観点から、昨年中の解剖実施件数の多い上位2大学を選定してございます。

ここで「解剖委託先機関ごとの解剖費用」と申しますのは、司法解剖謝金、死体鑑定謝金、司法解剖検査料等の今まで申し述べてきました6項目のそれぞれの平均値を算出した上で、それらを合算したものであり、いわば各機関におきまして実施されているモデル的な解剖に要する金額と考えることができるかと思えます。

このグラフのとおり、A大学とB大学の解剖費用には約30万円の差が生じておりますが、諸謝金と司法解剖検査料、とりわけ司法解剖検査料の差が大きいことがお分かりいただけるものと思えます。

資料の12ページでございますが、ここでは、先ほど挙げたA大学、B大学の2つの大学の解剖実施状況を更に詳細に比較したものでございます。

御覧のとおり、解剖時間、鑑定書枚数とも、A大学よりもB大学の方が大きな数値

となっており、司法解剖謝金と死体鑑定謝金の額に差が生じる要因となっております。

次に、司法解剖検査料のうち、組織学的検査につきましては、A大学におきましては、臓器単位で契約して1体当たり平均10臓器の検査を実施し、平均8万円の費用であるのに対し、B大学では顕微鏡標本単位で契約して1体当たり平均44.1枚の標本を作成し、平均21万円の費用がかかっているところであります。

また、血液生化学検査につきましては、A大学では実施しておりませんが、B大学では全解剖数の68.4パーセントで実施しております。

同様に、DNA型検査や薬毒物定性検査につきましても、A大学よりB大学の実施率が高くなっており、検査料が大きく異なる原因となっております。

このように解剖の内容について違いが生じるのは、どのような検査をどの程度実施するか判断が、鑑定人により様々であることによるかと考えております。

なお、いずれの大学で行った鑑定につきましても、その後の公判手続等において犯罪立証上の問題点があったという報告は受けておりません。

最後に資料の13ページでございます。

司法解剖に係る課題について御説明いたします。

まず、「犯罪の確実な立証のための司法解剖の在り方」についてであります。既に御説明したとおり、司法解剖は犯罪立証等のために必要な場合に確実に実施すべきものでありますので、司法解剖の対象となる死体の数が増えた場合であっても、引き続き、解剖を確実に実施することができるよう予算その他の所要の措置を図る必要があると考えております。

他方で、司法解剖がいかに犯罪捜査に不可欠のものでありましても、その経費につきましては、必要性、効率性及び有効性等の観点から不断の見直しが必要となることは当然でありまして、このため、一体当たりの解剖費用の見直しを図るために、専門的な知見を有する日本法医学会の意見もお聞きしながら、諸謝金の上限の設定、検査料の予算単価の見直し、新たな検査項目の導入、鑑定嘱託事項の精査等について実施しまして、司法解剖に要する経費が必要以上に増加しないよう努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

会計課長 それでは、岩瀬様から本事業につきまして補足の説明をお願いいたします。

岩瀬参考人 岩瀬です。

私の方からは、資料の11番と12番の解剖経費の地域間格差について補足できればと思います。

まず、解剖経費自体が予算化されたのは、国立大学が法人化された平成18年以降です。それまでは解剖経費はゼロ円で、謝金はあったのですが、解剖経費はゼロ円でやってきました。それでそのときにですね、必要な経費をもらってないものですから、人材の確保が全くできない時期が続いておりました。人がいないものですから、まず、解剖数が他の国に比べて極めて少ない、あと、1体当たりの解剖もできる検査がほとんどない。普通、他の先進国に行きますと、薬物検査は必須ですし、組織検査も必須なんです。予算がなかったということで解剖のみで死因を決めるといふかなり乱暴

な状況でありました。

でも、平成18年から予算化されたものですから、大学によっては、ちゃんと人手をつけて改善をしようという動きが当然出てきます。ただ、中には今ある人材だけで何とかしようとする方もいらっしゃいます。その差がこのような格差で出ている訳です。

おそらくA大学においては、未だに人手が不足していて、やるべき検査が果たしてできているのかどうかという疑問があります。むしろ他の国と比べますと、B大学の方が国際的に標準的な検査が行われているものと思います。要は人手が不足しているために必要な検査ができていない、あるいは解剖しても、どこかはしょるとかですね、開けるべき部位を開けない、あるいは組織検査も見きれないので、一部しか見ない、そういうことでこのような差ができていたものと考えられます。

あと、先ほどの説明では、今のところ裁判上の問題が起きないというお話もあったんですが、私達法医学をやっている者からしますと、やはり未だに国際間の比較をしますと、日本でやっている検査の質というのは非常に低いレベルにあります。やはり薬物検査をしない解剖というものが、将来的に何か問題が起きるのではないかと、今でも地域格差が出てきている訳ですから、やっている地域から見ますと、そのうちなんでやっていないんだという批判も出てくると思われまので、やはり、諸外国の水準を見ながらですね、犯罪を見逃さない、あるいは冤罪を発生させないような仕組みを作っていくべきだと考えております。

以上、格差について説明させていただきました。

会計課長 ありがとうございます。

それでは、私の方から本事業の主な論点について御説明を申し上げます。司法解剖は、犯罪死の見逃しを防止し、犯罪を立証するために必要不可欠な手段であります。現在、死因究明の推進は政府全体において重要な課題となっております。

警察庁といたしましても、司法解剖経費を年々増額しているところでありますが、司法解剖の実施体制や、司法解剖の際に行う各種検査のために必要な経費を更に充実確保することが必要であるとの御指摘もいただいているところであります。

一方で、あくまで犯罪の捜査や立証のために実施される司法解剖について、現在は、解剖委託先機関ごとの解剖費用や解剖実施状況に大きな差が存在している状況も見られるところであります。

以上のような状況を踏まえまして、本事業の主な論点として、犯罪の確実な立証を図るために必要な司法解剖が確実に実施されることを前提として、司法解剖経費に見直しの余地はないかと整理をさせていただいたところでございます。

それでは本事業について御審議をお願いいたします。

佐藤委員 先ほど指摘のあった地域間格差についてですが、先ほどのスライドのありましたA大学、B大学スライドの11ページ12ページの差なんですけど、あり得る理由は2つ、御指摘のとおり、人手、もう一つはたぶんやり方の違い。そこで質問が2点ありまして、一つは地域間あるいは委託先機関ごとの格差があるとして、これが人手不足とどれだけ対応関係があるのか、具体的には、例えば、解剖医の多いところが比較的安くという因果関係は見い出せているのかということと、やはり地域間格差がむし

る大きいと考えるべきなのか、機関によってやり方の違いが大きくコストの違いを反映しているのかという、人手の要因と手法の要因どう格差に影響しているのか、地域間格差が良い悪いではなく、まずは実態把握をどの程度警察庁としてはやられているのかお聞かせ願いたいと思います。

捜査第一課 まず、地域間格差について説明しますと、例えば、同一県内に所在する複数の委託先機関の中でも経費に差が見られることもございますし、どちらかということ、経費の差は委託先機関の方針の違いによるところが大きいと見ております。したがって、例えば、地域で委託先機関が多いから経費が安くなっている、あるいは少ないから経費が高くなっているという直接的な因果関係的なものは見受けられないという状況でございます。

それから、人手不足の多少につきましても、これが経費の問題に直接結びつくかわかりませんが、我々が今持っているデータにおきましては、例えば、解剖医が一人のみで多忙であって、犯罪死の見逃し事案がそれがために起きているのか、いないのかそういう観点で見た場合に、解剖医が一人のみの県であっても、犯罪死の見逃しの発生がなかったり、逆に解剖医が複数存在する都道府県でありまして、こういった事案が発生しているなど過去の40数件の例を分析しますと、必ずしも解剖医の少ない地域で犯罪死の見逃し事案が発生するという傾向は見られていない。逆に、司法解剖数の少ない地域で犯罪死の見逃しが発生するという傾向も同様に見られないということでもあります。

手法の違いにつきましても、詳細を把握し切っていないところもございますが、例えば、そのA大学のような場合、解剖につきましてもCTを活用しまして、解剖のポイントを見極めながら解剖をしていく、そういう考え方です。

それから、血液生化学といった分野、これは血液で見る病気の把握、除外診断的な使い方をしますが、これをどの様に使うかも、大学によって違います。例えば、ある特徴的なものがあれば、やるんだということもあれば、A大学のように基本的には何か特殊なことがない限りはやらないということもございます。逆にB大学のように、基本的には一定の項目をやっていくという多少の差はあります。これは組織学的検査についても同様でございます。

薬毒物の関係につきましても、事前に簡易薬物検査でスクリーニングをやっているもので、それについて反応が出ているものについて定性検査をするんだという絞っていく考え方もあれば、ある大学の様にすべからくほとんど簡易検査をやって、それとほぼ重なる形で定性検査もやると、それぞれに専門家の方がそれぞれの知見を活用してそういった判断に基づいてやっている、地域間格差の明確な因果関係が見えてこないというのが今の現状であります。

上山委員 契約の方法について教えて下さい。契約の単価方式という形で9ページに出ていますよね。単価を定めて契約し、実施した検査に応じて支払いと、実際に実施する検査というのは解剖医の裁量によって決まってくるということですか。

捜査第一課 一応、実際に解剖をするに当たりましては、解剖嘱託するときにはですね、若干の捜査の状況と、それから解剖したときにどの様な検査が必要なのかと、通常は検視官と解剖委託先の先生との間で大まかな打ち合わせをいたします。

逆に定型的なものであれば、この手のものはこの程度の検査をするということで、そのまま詳細な打合せなしに入る場合もございます。

上山委員 ただ、大まかな打ち合わせというのは、検視官と解剖医の組み合わせによって変わってくる。その二人の裁量によって変わってくるということにはなってくるのですか。

捜査第一課 そのようなことは多いかと思えます。

上山委員 なるほど。そうすると、どうしても同じような状況で、裁量によってばらつきが当然出てくるのだと思うのですけれども、その辺りのばらつきの事後のチェックというのは行われていますか。

捜査第一課 基本的には鑑定書という形で、通常は鑑定人が様々な検査した場合には、その検査の全てのことが書き込まれてきますので、それを見た中で確かに検査を行っているということ、それから、それぞれの検査にはこういう意味があるんだということ、こちらの方でもし疑問があれば先生にお尋ねして、その説明をしていただいて、チェックしているというのが現状でございます。

上山委員 検査を行っていないというのはそれは問題外ではありますが、検査を行っている前提で、それが過不足がないかというところを確認しなければいけないのだと思うんですけど、その過不足の部分についても、どうしても専門家でない人間が見た場合、不足なのか、あるいは余分にやっているのかというのが分からないと思うので、目を変えて専門家によって確認する必要があるのじゃないのかなと思えます。

それで、先ほどのA大学とB大学の比較にしてもですね、あるいは解剖の事業費の増え方にしても、結局のところ、検査のところ随分増えてきているのじゃないかと思うんです。例えば、検査費を18年と17年というのは先ほどのお話だと、18年から実費が入るようになって大幅に増えているということだと思うのですが、18年と25年度を比べたときに検査費は2.5倍くらいになっているのですかね。遺体の実際解剖した数というのはそこまでではないことと比べると、はるかに実際に解剖した数よりも検査料が増えていると、こちら辺のところはどういった理由によるか、一つ一つが細かくきちんと検証されて本当に必要な検査なのか、必要ないものまで検査がされてないか、細かに精査をしていく仕組みが必要なのだと思うのですが、いかがでしょうか。

捜査第一課 一つは検査の項目、検査料が増えてきた、確かに予算上で見ますと18年度予算では司法解剖検査料は当時4億5千万円ぐらいを措置してございましたが、

26年度の司法解剖検査料は10億3千万円と年々増額している状況でございます。

それはひとつひとつの司法解剖に当たりましては、裁判所から鑑定処分許可状をいただいて、それぞれの専門の先生方に見ていただいて、一個一個やはり様々な事情にある遺体でありますので、それに必要のある検査をその先生が判断したと、それにつきましては、おおまかなそれぞれの了解なのか、詳細な打ち合わせをしたかは別にしまして、我々がお願いした先生が必要だとその専門家が言ったことで、できるだけそれに応える措置をしてきております。

ただ、どうしても、今こういった司法解剖経費を18年度以降見直しをしていなかったという中で、こういうそれなりの額になってきまして、そこは我々と日本法医学会も経費の見直しをやっていく必要があるだろうというスタンスにはなってきています。

上山委員 明らかに裁量の部分が多すぎるのだらうと思うのですね。同じ様なことをしてですね、A大学、B大学ほぼ標本の数は一緒で、これだけ差が出てくるというのは。これだけの数を扱うということは、そこそこの大学のはずだと思うのです。そこそこの大学同士で比べて、これだけの差が出るというのは、やはり裁量の部分が多すぎるとも大きすぎるとも思うので、まずは、裁量の部分というのはケースバイケースで違うところはあろうと思うのですが、ここまであからさまにこれだけ離れているというのは、やはり、どうしても問題があると思わざるを得ないので、その裁量の部分が適切な裁量になっているかどうかを見直していく必要がある。

一つは、先ほども申し上げたように、事後に目を変えてチェックしていく仕組みをやはり作る必要があるのかなと、当然その部分は、おそらくこれは申し訳ないんですけど、同じ業界の人だと利益が出てくる、利益相反というものが出てくるので、同じお医者さんでも若干専門の違う方から見てもらった方がいいのかなと。あと、入口のところですね、入口のところもある程度こういった遺体については、こういったものをするというのは、もちろんケースバイケースで違うにしても、ある一定程度は標準化できるところがあるんじゃないかなと思うんで、そうすることによって、必要な経費は出して、無駄な経費は削るといえることができるんじゃないかと思うがいかがでしょうか。そういった取組みは今いかがですか。

捜査第一課 今現在、日本法医学会とも昨年末から膝詰めの協議をさせていただきまして、お互いの問題意識も持っております。基本的には、両者同じ方向で何らかの見直しをしていく必要があるだらうと、そういった中で、今何か一つそういった標準的な検査のスタイル、そういったものができるのかどうかといった点も協議中です。

詳細は協議中ですので、申し上げることはできませんが、そういったことも考えてございます。やはり、日本法医学会とも、我々ともそうでございますが、ある程度の相場観なり、それから、逆に今まで入ってない検査について、標準的なものであればそれは入れていこうと、逆に18年度当時にこういうことをやったんだけど、やめていこうと、そういった一つの標準的な、今何が一つのラインにあるのかという話はしております。

ただ、一つ今日はサジェスションをいただきまして、内部の一つ、どうしても、我々としても警察と向こうと長い間一緒に共に歩調を合わせて仕事をしており、違った目で見えていくということも、我々もその可能性はやはり検討していかなければいけないかなという風には考えております。

内田委員 今の続きですが、A大学とB大学で臓器単位と顕微鏡標本単位の契約というのは、組織学的検査だけということと判断してよろしいですか。12ページです。もし、そうだとすると、A大学とB大学で、なぜこんなに違いが出てくるのかですが、何か理由があるのですか。

一般的に言えば、同じことを依頼して、金額が倍以上違うのは、通常考えられません。A大学は非常に効果的、効率的なやり方をしている。ところがB大学は旧来的な形、それが悪いという意味ではなくて、で対応している感じを受けるのですが、その辺りいかがでしょうか。

捜査第一課 正直に申しまして、そこら辺の論点も含めて分析中でありまして。先にB大

学から申し上げると、ここはここの一つの考え方でありまして、一つの検査を十二分にやっていくということ、そして、持ちうる限りの資源を必要であるというのであれば、投入していくと、たぶんそういう考えでやられているのではないかと思います。実際に、B大学についても、裁判上で何かちょっと問題が起きたという事は一切ないと。

逆にA大学の方は、解剖時間数を見ましても、非常にある意味効率的なやり方、色々なポイントを絞ったやり方、長年の経験でそれなりのノウハウがございまして効率的にやっていくんですと、鑑定書の枚数に関しても年々絞っていく形にできています。基本的には、ある効率的な表現の仕方が出てくれば、それを取り入れるということになります。

それから、検査の中の、例えばDNA型鑑定につきましては、元々身元確認のためのものであり、直接関係ないとすれば、それは警察でやれるのであれば、警察の科学捜査研究所でやるべきであろうと、非常にその全般に効率も強く意識したやり方で、我々としては、今このデータを見る限りは、いずれにしてもA大学がいい、B大学がいいということは、費用対効果という面以外の点では、我々何とも申し上げようがないです。

内田委員 それについては、私民間にいた経験が長いですが、高い方に合わせるなどという意味ではなくて、適正な金額とは何か。適正な金額、あるいは、適正な検査の標準を作るべきだと思います。結果として、B大学に近い金額になっても、我々としても十分納得できます。

しかし、これを見ている限りでは、何故、これほど違いがあるのだろう。事前勉強会の宿題で頂いた資料では、長崎県と大分県という近くにある県で、機関数が1、解剖医数も1ですが、1体当たりの単価を見ると、片方は51万円、片方は7万円です。ちょっと信じられない金額差があります。

勿論、単純に1体当たりの単価で比較できないと思いますが、この辺りのことと先の11ページとつながっているような気がします。きちんと検証するべきだと思いますがいかがでしょうか。

捜査第一課 その辺りを含めまして、今まさに色々な分析を日本法医学会と協力してやっているところでございます。

佐藤委員 これは岩瀬先生への御質問になると思うんですけども、まさに学会、生きている人間の医療についても医療の標準化であるとか、どんな治療が効果的であるか、おそらくお医者さん同士の意見交換、これは学会の場での役割だと思うんですね。

法医学会さんの方で、人手が違う、人のやりくりが大変であるという面もあると思うんですけど、手法について、どういう手法をやるのが効果的、それは、同じコストをかけるなら最大限の効果、同じ効果であるなら最小限の費用という観点から、どんな手法が効果的なのかというのを学会の中での検証や事例紹介とか、こういった取組がなされているということによろしいのでしょうか。

岩瀬参考人 あまりにも人手が少ない現状がございまして。全国で150名ぐらいで、1大学1人のところもかなりあります。そうしますと、ある意味では井の中の蛙のようになってしまっていて、お互いの同僚批判をあまりできなくなってしまう。ガラパゴス化

みたいになってしまいます。ある大学は先進国並みにしたいと考えますし、ある大学は今までどおり解剖だけで死因を出せばそれで終わりだと、あまりにも大学でばらばらすぎちゃいまして、当然、法医学会の理事会も何とかしなければと思うんですが、議論にならないくらいの差ができてちゃっているんで、どうしようというところがあります。

佐藤委員 ありがとうございます。であれば、警察庁さんの方で音頭をとっていただいて、調整役という役割を果たしていただければと思います。

あともう一つ、解剖率についてなんですけれども、政府の方の方針といいますか、当面20パーセント、長い目で見ると、解剖率50パーセントに上げるという目標を掲げられていたと思うんですが、いただいた資料を見る限り、2つ明らかになることがあります。地域間でも解剖率にかなりの差がある。どうもざっくり見ても、解剖の数があまり伸びていない、おそらく直近の平成25年でも解剖率といえば、全体で10パーセントくらい、高いところは東京と神奈川の30パーセント、低いところは2パーセントだったりするのですが、この辺り何か警察庁としてのロードマップ、犯罪を立証をする上での対策を整えることが前提ということなので、どういう形で解剖率を上げるためのロードマップを構築されているのか、お話があればお願いします。

捜査第一課 ここでいう解剖率は、警察で取り扱った異常死体、その中で解剖されたのがどのくらいありますかということでございます。一つに司法解剖という世界でございまして、それ以外に昨年の4月から施行された新法に基づく念のためにやる新法解剖、遺族の要望に応じて行う承諾解剖、それ以外に東京や大阪等の政令指定都市の解剖率が高いところは監察医務院を持っているところがございまして、こういったところを合わせた数の解剖率が、よく問題になってございます。

特に、警察庁の刑事局、あるいは警察庁の内部での研究会で、先ほどお話しがありましたとおり、ひとつ20パーセントという数値がよく出ておりまして、これにつきましては、もし日本で死因究明のための解剖が一番進んでいるところであるとしたら、東京都23区でしょと、当時の解剖率が20パーセントですということで、ひとつの数値として掲げられたものであります。

現在、20パーセントという数値につきましては、警察が先ほど申し上げたように主体的に実施する解剖だけでなく、監察医解剖や承諾解剖も含んでおりまして、さらに全国的な流れで御説明しましたけれども、死因究明等推進法ができて、その後死因究明等推進計画が間もなく閣議決定されますが、全国の死因究明体制が確立されると、こういうことへの期待を盛り込んだもの、一つの枠組みとしては、そういう考えでございまして。

実際、今までこのスライドの説明でも申し上げましたけれども、警察の場合、犯罪性の有無を判別するに当たっては、もちろん解剖も大切な手法の一つではありますが、それ以外に現場の調査、薬毒物検査、死亡時画像診断、それから生命保険の調査等、様々な調査・検査結果を総合的に考慮してやりますので、解剖はそのうちの手段の一つという位置づけです。基本的には必要な解剖を確実に実施するということですので、目標値を決めてということはしてございまして、結果として、警察が必要とすべき解剖をしっかりと鑑定処分許可状を請求して司法解剖に持ち込むという形で全体の解

剖率について貢献していくことを考えてございます。

内田委員 海外の資料を見ると、色々な考えがあって、比較的遺族の拒否権なしという傾向が強いようですが、どの様なロードマップを描くかを知るために、少しウェブを調べると、イギリス方式が非常に良いという意見があります。これは是非岩瀬先生にお伺いしたいのは、今後警察と学会でどういうロードマップで考えていくのかです。

今の延長でよいのか。極端に言えば司法解剖100%になったときに色々なケースが出てくると思っていますが。

最初の死体取扱の流れの所ですが、変死体も2万体制あり、そのうちの犯罪死体が500ということは、たぶん1万2千くらいの死体は何の調査もされないで良いのか。また、変死体でも色々なケースがあると思っています。この辺りを含め、ロードマップで作っていただきたいと思っています。

法医学会と警察と一緒にやっていただきたい。質問というより、お願いかもしれませんが。是非その辺りは両方にお伺いしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

岩瀬参考人 法医学会の中でも今のように司法解剖、行政解剖、新法解剖と複雑なのはよくないとの意見は当然あります。やはり他の国をみますと、法医解剖というのは1種類しかないというのが圧倒的に多くて、やはりそれは改善すべきだという意見は当然あるのですが、なかなか刑事訴訟法の問題があってですね、司法解剖がどっさりある中で、統一できるかという我々がどんなに言っても、あと警察庁がどんなに頑張っても、あの分は法務省だったりするものですから、なかなか複雑です。そういう意味では、(死因究明等推進計画が)今度閣議決定されて、もしかすると更には死因究明等基本法ができると聞いておりますが、その中で全体のロードマップを作れるような議論が進むような何か仕組みができたらと考えております。

松村委員 地域差については、今後事後的な精査をするということなんですが、これはもう早急にインテンシブにやっていただきたい。

コストの差がこれだけあるというだけではなく、先ほどの御説明だと、むしろ低いところの方がちゃんとやっていないのではないかとということがもし本当だとすればそれ自身、コスト削減とかいう以前の極めて深刻な問題だと思います。しかし、一方でそのような発言というのは、実は高いところが非効率なことをしているということだけの言い訳なのかもしれないし、今日出てきたものだけでは全く分からない。いずれにせよ、地域差がこれだけあり、それぞれの裁量を認めるにしても許容の範囲を超えているように思えます。早急に対応をお願いします。

それから、ベストプラクティスを共有するというのは、当然のことだと思いますので、これができないという状況を放置しておいてはいけないと思いますので、警察庁が音頭をとるなどして何とかやっていただきたい。

法医学会とのすりあわせと言うことが何度も出てきたのですが、それが重要だというのは、理解はできるのですが、本当にそれだけでよいのか。つまり、それはある意味、利害関係者とのすり合わせだけでやっているように国民の目からは見えかねない、それだけではなくて、馴れ合いにしか見えかねないということも認識した上で、きちんと説明責任を果たしていただきたい。いずれにせよ、そういうようなことは、それがきちんとできた上で、それでこういう改善ができるんじゃないかという議論を

する前の段階という感じだと思いますので、残された課題は相当多いと思います。宿題が一杯残っているという状況を認識していただいて、結果どうなったのかを是非国民にも示していただきたい。

竹谷委員 複数の都道府県によっては複数の機関があって、そこで解剖が実施されているようですけれども、機関が複数ある場合の機関を選択する基準というのはどういう方針でされているんですか。

捜査第一課 例えば、複数ある場合には、地域割りしている場合もございます。ある県の中で3つ大学があるとして、地域ごとに分けている場合もあれば、それぞれ休みも取らなければならないし、多忙の中でやりくりされておりますので、お互いに当番日と申しますか、この大学が受け入れられないときにはこちら、あるいは、この大学が校務で急な解剖を受け入れられないときはここと、そういった形で地域ごとやそれぞれの事情ごとに振り分けていると、これは、それぞれ大学や地元の警察とで協議してそういう仕組みをとっているというように理解しております。

会計課長 本当に恐縮ですが、あと10分程になりまして、そろそろ有識者の皆様はコメントシートへの記入を始めていただきますようお願いいたします。なお、議論は引き続き、記入している間も継続してお願いしたいと思います。

竹谷委員 そうすると、実質的にこちらで機関を選択してやる競争性のようなものは、ほとんど働いていないという理解でよろしいですか。この医療機関にこの件は頼むんだと、機関を選ぶということは実質的にできていないんですか。

捜査第一課 基本的には、例えば、警察の方で色々な委託先、豊富な選択肢の中から選ぶという状況にはないです。ただ、各法医学の先生に御理解いただきまして、忙しい中で、どうしてもというときには急なお願いをしております、急場をしのぐということにもなりますし、そういった形でやっていただいております。

契約の競争性という意味では、先ほど申し上げたとおり、特殊な状況ですので、如何ともしがたい事情でありますので、それ以外のところで色々な御指摘がございましたので、適正な方法、あるいはより合理的な方法を模索しなければいけないと考えております。

水谷委員 今までのお話を聞きますと、随分色々な問題点があるということは良く分かったんですけれども、司法解剖を一つをとってみましても、全国でもこんなにも解剖率が違ったりするので、統一的に司法解剖をやる指針みたいなものはあるかどうかというところをお聞きしたいんですけど。

捜査第一課 なかなか個別の事情もありまして、こんなときに司法解剖を必ずやると、もちろん犯罪死であることが明らかであれば司法解剖に入りますが、多くの場合様々な条件がありまして、実際に警察庁の方では、平成25年に刑事局長通達を発出しております。これは明確な基準というわけではありませんが、司法解剖をするにあたっては、特に犯罪死見逃し防止の観点から、検視、外表所見もそうですが、関係者の供述、現場の状況、各種検査等も踏まえて、犯罪死の嫌疑が多少なりとも残っているのであれば、司法解剖をやっていきなさいよといったことでございます。

あとは、様々な犯罪の見逃しの事例や、こういった知見を年に数回の全国会議、あるいは、法医学の先生方との研究会での共通の事例を共有化していくということをや

っと取り組んでおります。そういった中で、こういったものは司法解剖をするべきという相場観を作っているのが現状でございます。

会計課長 これまでの審議を通じて、岩瀬先生の方から補足の説明ございますか。

岩瀬参考人 先ほど委員の先生から非常にいい御指摘がされたなと思って話を伺ってありました。値段の格差自体、果たしてどちらが適切なのかということをも是非第三者の方を交えて、検討していただくということは非常にいいことだと思います。

あと、その中でやはり他の国と比べながら適切なものは何なのかという議論をしていくべきですし、我々、人材が不足しておりますので、それを文科省の予算に頼っている部分はないのかとかですね、そこもよく考えながら、広い視野を持って議論いただければと思っています。

あと、蛇足になりますが、この間変わった話を伺いまして、ある1体10万円くらいで解剖されていた先生が定年でお辞めになった。後任の新しい若い先生がこんなに検査してなくて大丈夫なのかとなって、検査をしようとしたら、もう予算がないのでやめてくださいとかいう話になって、その先生が非常にこんなレベルの低い内容では若い人材が育たないじゃないかと非常に思ったという話もありますので、何が適切なのかということをもまず考えてやっていただきたいなと思います。

上山委員 契約について教えていただきたいのですが、A大学とB大学の組織学的検査の報酬の決め方なのですが、A大学の方は臓器単位で、B大学の方は顕微鏡標本単位。ということは、場合によっては、A大学も同じくらいの顕微鏡標本数の作業をやっている可能性はある訳ですか。値段がそのまま作業量と比例しているのか、若しくは同じくらい、あとは多少少なくともより効率的な報酬設定になっているのか、そのところを教えていただきたい。

捜査第一課 A大学につきましては、臓器単位でございます。顕微鏡標本の枚数とは必ずしもリンクしておりませんので、かなりの枚数を作成された上で、この額を請求をされているという形になります。

上山委員 なるほど。最初のところも単価の設定で契約をするということになっていたのですけれども、やはり単価を決めてしまった後は、解剖医と検視官の裁量に任せてしまうということになると、やはり報酬をもらう方からすると、多くやるほど報酬をもらえる。効率的にやるインセンティブが働かない契約方式になっているのじゃないかと思うので、A大学のように臓器単位での契約とか、あるいは1体につきいくらか、ある程度上限、キャップを決めた契約方式を考えていけるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

捜査第一課 おっしゃるとおりでございます。例えば、上限につきましては、謝金については、時間数や枚数で決めることについて、日本法医学会の方もそれでいきたいと思いますかということ合意になっています。検査料の方については、これからであります。いずれにしてもこういったことも加味した上、これからの精査に入りたいと考えております。

佐藤委員 9ページの検査料のところですが、例えば、診療報酬であれば定期的に見直すという仕組みがありますように、おそらく実態を見ながら検査料を定期的に見直すという仕組みをまずは入れるということと、それから、医療の世界の包括化、診療報

酬の包括化が進んでおりますが、ただ、これは医療が標準化できることが前提なので、やはり、もし今後包括化に向けていくということであれば、何らかの医療の標準的なスタイルを確立していく必要があるのかなと思います。

あと、人手不足についてなのですが、門外漢なので質問なのですが、病理学会の病理医関係の解剖医の先生がいらっしゃいますよね。あまり人がいないというのであれば、長い目で見ると、司法解剖医を育てるとというのが前提ですけれども、当面の間、他の分野の近い先生から当面の間、応援を頼むということはないのでしょうか。

岩瀬参考人 病理の先生もアップアップしておりまして、病院の生きている方の癌の検査とかで手一杯で、ほとんどの先生は解剖をしたくない方向に動いていらっしゃいます。

佐藤委員 何らかの形で法医学会さんと病理学会さんとで協力や連携はされているんですか。

岩瀬参考人 診療関連死という問題に関しては、連携をとっております。

内田委員 上山先生のインセンティブの話ですが、逆さまのインセンティブもあると思います。国庫費用でできるかどうかわかりませんが、例えば、きちんとやっている機関には、早く払うという形です。今、確定申告はそうなっていますよ。この考えもひとつのインセンティブとしてありますので、検討する際に、支払時期を変えるのもあると思っています。

会計課長 恐れ入ります。そろそろ、評価結果及び取りまとめコメントの案につきまして、水谷先生の方からお願い申し上げます。

水谷委員 それでは発表いたします。皆様が投票した結果は、事業全体の抜本的改善が3人、事業内容の一部改善が3人ということでありまして、ちょうど半々に分かれた訳なんですけど、主なものを読み上げますと、抜本的改善のコメントにつきましては、

- ・ 検査料についてはばらつきが大きすぎる
- ・ 全てを解剖医の裁量に任せるのではなく、標準化、専門家によるチェック等が必要
- ・ 契約方式についても工夫が必要である
- ・ 効率的なインセンティブを与える方式にして欲しい
- ・ 司法解剖の標準化を抜本的に行うこと

です。

一部改善のコメントを申し上げます。

- ・ 必要的経費の合理的削減を考えざるを得ない
- ・ ベストプラクティスを全国に共有できるようにすべき
- ・ 法医学会とのすりあわせだけでよいのか
- ・ 警察・科捜研でできる検査は委託機関に任せないで、引き受けることも検討すべき

このような意見が掲げられております。

今、同数ですので、もう一度皆さんで御議論いただきまして、どちらかへ議論を変えたいという方がいらっしゃれば、ちょっとまたお伺いしたいのですが。

佐藤委員 意見表明です。行政事業レビューをやって、普通は何が適正水準かがある程度分かっている、それに対して予算かけすぎだよなっていったらカットだし、逆に

適正水準に実績が至ってないとなれば、引き上げるべきだとか工夫するべきという議論になります。

ところが、本事業については、何が適正か分からない。どういった手法が適正なのか分からない。A大学・B大学の比較でも、実際にかけている費用が高いのか安すぎるのか分からないので、おそらく、どの評価委員もおっしゃっているのは、ある程度の実態把握は必要だよね、その中でベストプラクティスを見いだすべきだよね、それに基づいて適正水準は何か、後は効率化を得るためのインセンティブ付けは何か、そういう議論だと思います。

これってはっきり言って、私からすると、抜本改革であって、だって、今のままでやりなさいと言ったってできっこないですもの。学会とのすりあわせだって、調整だって、今のままやりなさいって言ったって、たぶんできないし。やれる体制ではないはずなんです。これは岩瀬様の問題だと思うんですけど。

事業をどういう方向に向けたらよいのかということを含めて、現状をよく把握しましょうということ、私は、抜本改革だという理解ではないかと思います。

内田委員 私も基本的に同じです。我々素人からみて、見えないところが多すぎる。逆に言うと、見えないようになっている所に、大きな問題があると考えています。そのため、あえて抜本的改善をしてくださいということにしました。

これによって、予算が増えても、喜んで是非やってくださいと考えています。来年以降になるかもしれませんが、検討を行い、納得できる結果を出して欲しいと思います。今の状況で、司法解剖の件数を増やさざるを得ないから、予算を増やせというのでは、納得できません。

上山委員 私も抜本的改善なのですけれども、今日の話の中で明らかになったと思うのですけれども、謝金、検査報酬等がきちんと算定できる根拠というのが、現在のところはないと。それで根拠がないのにどうやって予算を立てられるのだということを考えると、きちんとした事業として確立していくというのであれば、抜本的な改革ということであると思います。

一部改革ということで書かれていた評価者の方も、言ってらっしゃることは一緒だと思うので、おそらく、皆の考え方も一緒だと思うんですけども、そもそも、じゃあどうやってこの予算の金額を出しているのということが疑問になってくるので、やはり抜本的改革なのかなと思います。

竹谷委員 おそらく標準化が必要で、それに基づいて、適正化の評価がされない以上、それに基づいて評価をしないと、適正かどうかそもそも判断できないだろうという、そういう問題意識については、おそらくすべての委員が共有しているだろうと今日の議論で理解しています。

それを具体的にどうするんだという話になったときに、今日の法医学の岩瀬先生からの話を伺って、法医学会としても、適正化が出来るようなレベルではないという状況でどうやって予算を考えていくかということになれば、今までの実績を基にして処理していくことにしかならない。実際に必要な司法解剖をやらなければならない以上、今までの実績を基に処理していくしかないのかなということで、私の方は、一部改善という意見を出させていただきました。

松村委員 抜本的な改善が必要なのか、一部改善で済むのかも、まだ分からないくらい、まだ分からない状態ということで、それで十分な効率的な事業となっておらず、抜本的見直しが必要であると断言できるほどに、分かっていないということで、私は、一部改善というように書かせていただきました。

ただ、やるべき事は何かということについては、コンセンサスが得られたような気がして、あくまでそれはニュアンスの問題なような気がします。

会計課長 水谷先生、最終的なとりまとめをお願いできますでしょうか。

水谷委員 これまで議論をしてまいりましたが、結局一つの結論には達しませんでした。私も今の解釈で抜本的改善なのか一部改善なのかということで、私の方は、一部改善でよいのではないか思いましたので、一部改善を選択しました。

結局、一部改善3人、抜本的改善3人ということですので、それぞれのコメントをそのまま残すという形で、これで併記するという形でコメント案としたいですが、それでよろしいでしょうか。

佐藤委員 結論出さなければだめですね。

会計課長 はい。再議論いただいて、それでも分散した場合には、併記をするということになっておりますので、今、水谷先生の方からとりまとめをしていただいたとおり、最終的な評価結果とさせていただきたいと思います。

上山委員 先ほど、竹谷先生から実績を基にというお話があったと思うのですが、私はここは根本的に違うのではないかと考えています。今ある事業というのは、正直、体をなしていないとされているので、ここを抜本的に改善していく必要があるんだと思います。

最終的に評価が分かれたということは、それでいいと思うのですが、私の方からは、実績を基にというのはやめていただきたいと思います。

会計課長 予算の全体的なことかと思いますがけれども、今日、有識者の先生方から様々な御意見をいただきましたので今後、この事業の推進に当たりましては、いただきました意見を踏まえて、事業の推進・実施をしていただきたいと思います。 それでは、この事業は終了といたしまして、ここで5分間の休憩をとりたいと思います。

【電子計算機運営関係】

情報管理課 それでは、警察庁の電子計算機運営の事業について、事業概要、課題等を説明します。

2 ページ目をお願いします。警察では、情報管理システムにより、第一線の警察官が必要な時に、必要な場所で、必要な情報を活用することができ、適正・効率的な警察活動を進めているところでございます。

どのような情報管理システムを整備しているかと申しますと、指名手配等の人、盗難車両等の車、物に着目した犯罪関係の情報を管理する犯罪情報管理システム、それから運転免許証・点数制度等の行政処分に関する情報を管理する運転者管理システム、指掌紋に関する情報を管理する指掌紋自動識別システム、それから犯罪統計、犯罪手口、地図情報分析などの各情報を取り扱うシステムを統合化し、情報を迅速・高度に分析整理し、捜査活動を支援する警察総合捜査情報システムなどがございます。

5 ページ目を御覧ください。グラフに、整備等経費である一時経費と、運用経費である経常経費の予算額の推移を示してございます。

6 ページ目に、このグラフに、運用経費の予算額をシステム別に示したものを御提示しております。

では、7 ページ目、課題の1番としまして、過去から随意契約を継続しているものについて御説明申し上げます。長期にわたり随意契約を継続しているシステムとして、3システムございまして、犯罪情報管理システム、これにつきまして随意契約になってしまっている理由としまして、24時間365日運用され、第一線の警察官が犯罪捜査等に必要な情報を即時に入手し活用するシステムでありまして。続きまして、運転者管理システム、これにつきましては、大量・集中した情報の処理を必要とする運転免許証の即日交付などを行っているものでございます。いずれも、障害等で復旧までの時間がかげられないシステムであり、大型汎用機、いわゆるレガシーシステムを継続せざるを得ないからと考えておるところでございます。

8 ページ目を御覧ください。レガシーシステムにつきましては、ソフトウェアが使いこなされて、安定したものになっている、また、障害のリスクが低く、仮に障害になっても原因特定が容易である、ひいては、稼働率の向上、障害復旧時間の短縮化につながっているものでございます。

9 ページ目に、実際のシステム稼働率の警察庁の実績をお示ししてございますが、平成23年度から25年度の3年間の計画停止時間を除いた、システムが全停止した場合の時間、件数を表に示しているところでございます。

10 ページ目を御覧ください。一方、もう一つのシステムとして、指掌紋自動識別システムがございます。このシステムが随意契約になってしまっている理由は、これはレガシーではございまして、オープン化されたシステムなのですが、このシステムはですね、現場から採取された指紋を照合し、また、合致候補者の指紋を抽出する鑑定業務の補助を行っているものでございまして、このような業務は一般的な需要がなく、事実上競争性が働かないと考えられ、随意契約が継続されていると考えておるところでございます。

11 ページを御覧ください。一方、レガシーシステムに係るこれまでの取組は我々主

に2点やっております、比較的長期のり障ですね、障害復旧までが許容される業務から段階的にオープンシステムへ移行し、レガシーシステム自体の小規模化を行ってきたところでございます。

12ページですが、もう一つの取組みとしてですね、サーバ・端末装置間の技術的要件を明確化することで、端末装置を分離して調達することが可能となり、端末装置については競争入札へ移行、ということをしております。

13ページを御覧ください。これらの取組みを反映させ、図に示したとおり、直近2回のシステム更改に際しましては、運用経費の削減を進めているところでございます。今後、随意契約部分の縮小、オープン化についてですね、特にオープン化に関しましては、技術革新に大きく依存するところでもありますが、技術動向を踏まえたシステムの見直しについて検討を進めてまいりたいと思っております。

続いて、2つ目の課題として、14ページですけれども、競争入札を行ったが応札者が1者のみについての御説明を申し上げます。平成24年度、25年度の入札状況を見ますと、25年度に1者応札となったシステム賃貸借が7件あり、そのうち業務プログラム開発を伴うシステムが5件占めております。

15ページ、次のページですけれども、この状況を、業務プログラム開発の調達か、システム賃貸借の調達か、また、それらが一括調達なのか、分離調達なのかを見ると図のようになっておまして、1者応札の推測される原因として、概ね次に示す2点に集約されると考えております。それが、ここの表ですね。この赤枠の中に示した点が問題だと考えておるところでございます。

16ページですけれども、警察庁では、これまで、特定ベンダのみ納入可能な製品を排除し、複数者入札しやすい仕様を策定しております。また、開発した業務プログラムの著作権を警察庁に帰属させ、参入業者の制約を排除することとしております。また、大規模なシステムにつきましては、十分な開発・テストを行える時間を与えるということを行いまして、業務プログラム開発は、概ね複数者が応札している状況にはなっております。しかし、システムの賃貸借につきましては、今後、より合理的な調達方法について検討を進めたいと思っております。

17ページですけれども、3つ目の課題として、運用経費の削減、併せて情報システム数の削減についてでございます。世界最先端IT国家創造宣言が平成25年6月に閣議決定されまして、各府省庁が保有するシステムにつきまして、情報システム数半減、運用経費3割削減、と目標が定められました。

18ページですけれども、図に示したとおり、これまで当方も、5か年で9システム、年間19億円の削減を行っているところでございますが、今後、サーバの集約や経費の削減には技術的に大きく依存することもあります。技術動向を踏まえたシステムの見直しについて検討を進めてまいりたいと思っております。説明は以上になります。

会計課長 それでは私の方から本事業の主な論点について説明をいたします。まず、調達・契約方法の妥当性について、警察庁が整備・運用している情報システムに関する契約については、過去から随意契約を継続しているものや、競争入札を行ったものの応札者が1者であったものがあつたことを踏まえ、これらの調達・契約方法は妥当で

あったか、また、今後改善の余地がないか、と整理させていただきました。

次に運用経費の削減については、昨年6月に閣議決定された世界最先端IT国家創造宣言において、政府全体として、政府情報システムの運用経費を2021年度を目途に3割減を目指すこととされたことを踏まえまして、継続的に高額な運用経費を要しているところ、今後更なる運用経費の削減はできないかと整理させていただいたところでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

では、内田先生お願いします。

内田委員 システムがたくさんあり、3ページを見ると、4つ並んでいて、上の2つがレガシーで動いている、下の2つはオープン化ですということですね。レガシーに関しては、今の現状から考えると、多分、システムを何らかの形でそこからアプリケーションを軽くしていくというか、必要ないものを落としていくということ以外は特に方法はなさそうだと、私の経験でも、そう感じます。ここに書いてある、政府のIT国家創造宣言を完全に適用するのではなく、できるところとできないところがあるはずで、一律に、即ち、シーリングをやる様な考えはすべきではないと考えています。勿論、メインフレームに関して言えば、一部外国製コンピュータでは、オープンとレガシーと両方が1台の中に入っていますが、国産では、今後、どの様な形になるか等を十分調査していただきたいと考えています。更に、レガシーの端末、オープンシステムの端末が、1台に集約するような仕組みができないか等、当然検討されていると考えてよろしいですか。

情報管理課 我々も、端末をどこの場所につけるか、また、業務の流れがどうなっているかによって、端末を集約するということは検討しているところでございます。端末数自体もユーザの利便性も考えまして、端末数がやたらめったらあるよりは、集約された方がよろしいかと思っておりますので、それは十分検討の俎上に上っております。

内田委員 いけそうですか。まだ結論まで達していない？

情報管理課 先ほど、システムの集約も、検討の俎上に上っているところもありますけれども、そこと併せての検討になると思っておりますので、目標数を決めているわけではございませんが、削減の方向は、当然やらさせていただきます。一方、業務が多くなることによって端末を増やすことはまた別途ございますので、それは財政当局とも併せてですね、検討させていただいているところであります。

内田委員 私見ですが、犯罪情報は増加、運転者管理は減少との感じですか。その辺りをどうやって考えるか。13ページの費用経費では、上はあまり減っていない。13%減が減っていないというのは、おかしいと言われるかも知れませんが。ただ、運転者管理は、33%、3分の1ぐらいは減っているという、これはある面では当然であろうと判断しています。今のレガシーのシステムはいつまで使える予定ですか。

情報管理課 レガシーのシステム2つございまして、犯罪情報管理システムにつきましては、平成25年度に契約をしております。これ48か月の契約をしておりますので、29年ですね。

内田委員 4年ですね。

情報管理課 それから、運転者管理システムについては、今年度、更新を今、正に実施

しておるところでございます、こちらと同じく48か月、4年間の契約ということで、犯罪情報から1年遅れたタイミングで更新時期が来るとということで、認識しております。

内田委員 政府調達では4年以上は駄目だったですか？

情報管理課 4年以上が駄目というか、国庫債務負担行為が取れるのが、通常であれば5年が上限でありまして、基本的にはですね、運用の開始時期からリース期間を開始しておりまして、当該年度中に設置・調整とかをまず最初の年度にやりまして、大体運用開始がその年度の後半の1月であるとか3月であるといった、そういう時期になります。そこから数えると、5年度でという話でいきますと、実質的には4年間しか契約できないという状況で、当方では普通48か月で契約させていただいております。

内田委員 リース切れの1年間は、リース契約費用は10%程度になりますが、メンテナンスコストをべらぼうに取るという、ちょっと詐欺じゃないかと私なんかは思っていますが、リース費用と保守経費を含めて、これは検討する必要がありますが。

情報管理課 左様でございますね。我々も4年でしっかり更新できるとは思っていないところもございますので、4年でぴったり更新した方が経費的に総合的に安くなるのか、もう1年2年延ばした方が安くなるのか、また、先ほど25年度・26年度に更新しましたと申し上げましたけれども、この時にですね、コンピュータセンターの移転がございましたので、ほとんどのシステムが25年度・26年度に更新しているものでございます。ですので、同じペースで行きますと、また次、ほとんどのものを同じような年度で更新しなければいけなくなりますので、必然的にですね、少しずつ、また更新時期を分散させることも含めてですね、考えていかなければならない。その時に、何を基に考えますかということ、1年延ばした方がお得なのか、2年延ばした方がお得なのか、また、保守がついていってくれるのか。そういったものも含めて検討させていただきたいと思っております。

内田委員 分かりました。今回の4つのシステムしか書いてませんが、その他に色々小さなシステムがあると思いますが、それらは、レガシーシステムではないと考えてよろしいですか。

情報管理課 左様でございます。一番初めに申し上げた、上の2つのみがレガシーでして、他は皆オープンシステムの方に集約・統合を図っております。

内田委員 仮想化についてですが、例えば、小さいところと大きいところを含めた形で仮想化の可能性の検討はされたのでしょうか。あるいは、検討しても駄目だという結論になったのでしょうか。

情報管理課 実はですね、次の更新に向けて、仮想化というのは検討を今始めたところでございます。仮想化も最近出てきた技術でございます、正に得意とする分野、苦手とする分野、それから保守の上での使い勝手の良さ、悪さ色々出てきたところでございますし、かたや、統合に当たりまして、いわゆる情報の性質、犯罪捜査系と行政情報を一緒くたに扱うかという議論も個々ございますので、そういった中で比較的可用性であるとか、あるいは担保すべきセキュリティの要件が近いところにくくれるものはくくっていく、その中で、仮想化技術を使った方がより同じ性能でコストが安

く上がるという話になれば、当然それを採用していくという前提で検討を始めたところでございます。

内田委員 あえて言えば、全てのシステムでクラウドを使う必要はないと思います。ただし、仮想化は検討し、可能であれば実施すべきです。仮想化は、レガシーシステムでは、40年近く前から行っており、新しい技術ではない。レガシーの方がむしろ先に仮想化をやっていたはずで、新しい技術ではないですが、多くの人そう思っていないだけと思っています。勿論、システムの集約化は必要ですが、少ししか削減になんないかもしれませんが、そのノウハウが次世代で生きると思っています。

会計課長 では、上山先生お願いします。

上山委員 14ページ、15ページの1者応札について教えていただきたいのですが、業務プログラム開発とシステム賃貸借を分離で調達した場合には、リスクが大きいので、システム賃貸借の方は1者になっていることが多いということです。ちなみに、それが上のページを見ると5件、25年度にありました、ということなのです。業務プログラム開発も同時に競争入札を実施されているわけですよね。この1者というのは、その業務プログラム開発に応札されているところの一つになるわけですか。

情報管理課 全部というわけではないのですが、ほとんどがそういう状況でございます。

上山委員 ごめんなさい。ほとんどとはどういうことですか。

情報管理課 1件だけですね、ソフトウェアの会社と、ハードウェア賃貸借の会社が異なるケースというのがあるんですけども、それを除けば、全てそういう状況になっております。

上山委員 1者、システムの賃貸借に応札したところも、自社が業務プログラム開発に選ばれない可能性というのはあるわけですよね。

情報管理課 調達の順番が、実はプログラム開発が先でございます。

上山委員 ああ、そういうことなのですね。

情報管理課 プログラム開発をやることによって、ハードウェアの性能要件が決まってまいりますので、その結果を受けて、通常翌年度にやるケースが多いんですけども、ハードウェアの調達をやると、結果としてプログラムの開発をした業者がハードウェアの方の調達においても応札してきており、その1者だけであったという状況でございます。

上山委員 それで、異なる業者が1者応札したということが一つあるわけですか。

情報管理課 はい。

上山委員 それはどういう状況だったのですか。

情報管理課 これはちょっとシステムが複雑でして、プログラムが外注をかける部分と、それから我々が自前で作っているものがあり、これらが混在したシステムでそういう状況が発生したというものでございます。

上山委員 ごめんなさい。もう一回言ってもらってよろしいですか。

情報管理課 私どもは、プログラムを外注している部分とですね、それから割合的には一部になるんですが、自前でプログラムを作るというのをやっております、このケースが生じたものというのですね、一部のプログラムは外注していますと、それから一部のプログラムは自前で開発したものとありますと、それを乗せるサーバ、ハー

ドウェアを調達するという状況において、プログラムの開発会社と、それからサーバ部分の賃貸借の業者が異なるという状況が生じたというものでございます。

上山委員 その場合で、システムの賃貸借で応札した方というのは、ここに書いてあるようなリスクというのはどういう風に手当をされていたのですか。

情報管理課 実は、他のプログラムと大きく異なるような手当というのはしておらんですが、このプログラムはですね、プログラムの作り込みにおいて、いわゆるユーザインタフェースがいわゆるウェブベースといいですか、ホームページのベースでできるプログラムということで、比較的構造が単純といえば多少語弊があるかもしれませんが、障害の切り分けであるとか、そういったところが、比較的単純なシステムだったのかな、という気はしております。ただ、少なくとも仕様なり求める要件なりで明確な差を設けておるわけではございませんので、そこについてですね、明確な違いが、いわゆる開発プログラム部分についてあったかと申しますと、正直に申し上げますと、それは見い出せておらんという状況です。

上山委員 もう一つ確認させてください。分離調達した場合、システム障害時の対応に要する期間や工数が増大するなどのリスクが考えられることから、他の業者が応札しづらい傾向にあると考えられる、というのは、これは、実際に応札しなかった業者さんに聞いて確認されたということなのでしょうか。

情報管理課 実は、応札というか、資料を取りに来てくれた業者に、そもそもなんで応札しなかったの、という調査をアンケートのような形でやってはおるんですが、回答をくださる企業がですね、意外と少なくてですね、それで、回答をくださるところ自体は、事業規模が合っていませんでした、というような回答が多くてですね。後は、資料を取りに来ていているところも、システムを総合的に開発・整備されるような企業ではなくて、特定の、例えばプリンタを作られる業者さんであったりとか、あるいはミドルウェアのソフトウェアを開発される業者さんであったりというケースが多いのも事実でございます。

上山委員 そうすると、ここに書いてあるのはあくまでも御庁サイドの推察ということですね。

情報管理課 おっしゃるとおりです。

上山委員 そもそも、適正な会社に情報が行き渡っているかということはどうなのでしょう。今おっしゃったように、そもそも、そういったシステムの賃貸借に適当でない会社が資料を取りに来て、結果的に応札しなかったと。じゃあ、本来もう少し応札しても然るべきところが来ないのはどうしてか、そのところは検討されていらっしゃるのでしょうか。

情報管理課 来ないというわけではなくてですね、資料はですね、いわゆるハードウェアを提供されるベンダさんもいらっしゃるんですが、かたや、なんでじゃあ応札してくれないんですか、という話になるとですね、微妙な部分についてはお答えいただけないというところでございます。ハードウェアの調達においては、きちんと意見招請とか、そういった手続も踏んでおりまして、業者さんから出される意見についても、調達の選択肢を広げる方向の御意見であれば、基本全て取り入れるという形でやっておりますので、いわゆる仕様上の、例えば機能なりソフトウェアなりの縛りが

あるということで問題が極めて大きいのかということ、必ずしもそういう見方はしておらんというところでございます。

上山委員 書いてあることが推測なのであれば、もう少し何とかできるのじゃないかなと。実際に、事実上技術的な問題点があるという具体的な理由であれば分かるのですが、あるのじゃないの、というくらいの推測であれば、もう少しちょっと頑張っって声かけをしていただいでですね、1者入札の状況を改善していただくということが必要なのかなと思いますが、先ほどのお答えをもらえないというのは、答えを出してくれというのを書面でお願いしたりしてますか。

情報管理課 書面でアンケートという形でやっております。

上山委員 書面だとなかなか出しにくいですよ。ちょっと電話で聞いてですね、どういう状況なのって聞いた方が答えやすいということもあると思うので、そこら辺は工夫してやっていただければなという風に思いますけれども。

会計課長 内田先生、お願いします。

内田委員 16ページの著作権の帰属の問題ですが、本当に警察庁に帰属させることがいいことでしょうか。一者しか応札してこないとすれば、著作権を渡すことで、価格が下がる可能性がありますか？勿論、条件付でもいいと思います。例えば指紋認証技術等を変な所に転売されたら困るので、条件付でという考え方もあるんじゃないかと思っています。この辺は検討されてますか。

情報管理課 著作権の帰属に関してはですね、すべからく提供される全てのソフトウェア製品をこちらに帰属させているという趣旨ではございませんで、あくまで業務用として開発した部分のみ警察庁側に帰属させるという形をとっております。用途としても、基本的には我々が次にシステムを継続して更新するであるとか、そういったときにそれをベースにして改変、改修であるとか、そういったことができるようなところについては、業者側で留保するなという形で、制約といえは変ですけども、契約を取り交わしているというところでございます。ですので、うちから他機関に提供するとかいうのはですね、もとより想定範囲に入っておらんという状況でございます。

内田委員 警察庁自身が外部に提供するというよりは、著作権が、業務プログラムの一部になると思うのですが、例えばA社が業務を受託すると、その中の一部が警察庁の著作権になると、A社にとって、他に販売する時に、使い難くなりますね。業務内容とかプログラム内容の詳細をみていないため、一概に言えませんが、放棄することで、コストが安くなることもあると思っています。自分たちの作成だから、自分たちが保持するとの考えでなくても良いと考えてます。

情報管理課 正にそのとおりでございますので、特殊な指掌紋システムみたいに、ほかでは・・・という特殊なものについては、このようにはしておらないわけで、昨今の開発するシステムというのは、大体言ってみれば普通のデータベースですので、それに関してやる分にはですね、開発ベンダ側も、特殊なプログラムを開発しているわけではないところもあるので、今回こういうことがいえるというところでありまして。ですので、著作権をこちらに、というようなプログラムに関しましてはですね、ものすごいノウハウが含まれているものか、含まれているからこそ価格が高くなっているのではないかと、ということに関して申し上げますと、そんな心配はないのではないかと

と感じているところであります。

内田委員 一番心配な事柄は、データだと思っています。警察庁と我々自治体とは同じでないかも知れませんが、自治体では、次システムが異なるベンダになると、膨大な金額をデータ移行費用として請求されたりします。ある自治体連合（4，5自治体）では、1億円の見積もりがあったそうです。この辺りはいかがですか？

情報管理課 業務でどういう情報を集めているのか、ということが、概ね我々としては機微なところだと考えておるところもありますので、そういうものに関してはかなり隠さなくてはならない。ですが、プログラムの開発においては、次の開発するベンダには渡さなければいけないということもあって、当方に帰属させるということもあるんだと思います。ただ、一方、項目A・項目B・項目Cで抽出します、なんていうのは、誰でも、どのベンダでもできるところでありますので、そういう差があるのかな。というのですね、ご案内のとおりプログラムの開発自体には問題はないんですけども、どういうデータを集めている、またはどういうところが検索キーになっている、というところが著作権の方に入ってきて、それはそんなに特異な情報というか、極めてまれな情報ではないという風に考えているところであります。

内田委員 分かりました。少し異なる課題ですが、特に警察には機微情報が色々あり、必ずしも「WTO政府調達協定」である必要がないケースがあるとは思っています。中央官庁の調達の一部で、単純に価格入札を行っているケースが見られ、本当にそれでいいのかなあと、情報セキュリティをやっている者から見ると、不安な部分があります。是非お願いしたいのは、単純な価格入札だけで調達を行わないで頂きたいと思っています。今回の事業レビューからは、少しずれますが、非常に重要な点ですので、指摘しておきます。

会計課長 ありがとうございます。では佐藤先生お願いします。

佐藤委員 13ページの随意契約の経費の推移についてちょっと伺いたいんですけども、これは、随意契約部分の経費の推移だと思うんですけど、それぞれかなり、13%から最大34%近くまで圧縮されてきていますけれども、これはどういう経緯と申しますか、随意契約なのでなかなか競争は働きにくいところだと思うんですが、何らかの努力でこうなっていったのか、何か取組があったのか、あるいは、やっていくうちに慣れて価格が下げられていったのか、どういう経緯で圧縮が進められたと理解すればよろしいでしょうか。

情報管理課 要素としては一つの要素だけに限った話ではないと思っておるんですが、一つは、少しさかのぼっていただいて、11ページのところに、そもそもレガシーシステムからオープン系のシステムの方に業務をできるだけ移行していきましたよ、という話がございますが、これによって落ちている部分というのが一つございます。それからあともう一つですね、我々としてもその当時その当時で、どれだけの性能のものを求めるんだというのを、更新の都度に精査しながら、その当時の使用実績などを踏まえて、次にどれだけの規模のものを整備すべきかというのを都度検討してまいっておりますので、そういったところもあり下がっている部分もあるんだろうと考えております。そのほかにも、細かいところはですね、色々と詰めながらやっておりますので、そういったことをトータルして、結果3つのシステムで、低いもので13%程度、

高いもので3割程度下がったのではないかと考えております。

佐藤委員 やっぱり、この分野ですので、ある程度技術の特殊性とか、色々な事情から随意契約にならざるを得ない、あるいは、やるとしても1者応札がせいぜい、という場合がたぶん出てくるんだと思うんですけれども、全てを一般競争でやるのは無理だし望ましくもないんだと思うんですけれども、もし競争メカニズムが働かないとすれば、やっぱりパフォーマンスといいますか、コストが決まって、実際に出てきた効果を見て、果たしてこれで十分だったのかどうかとか、費用対効果というのは、警察庁さんの方に検証する責任が発生すると思うんですけれども、その辺りは何かこう体制を整備されていらっしゃるんでしょうか。

情報管理課 体制という意味においては、費用対効果を特段検証する別途の体制という形では築いておりませんが、そもそも予算要求のプロセスから申し上げますと、予算要求をするタイミングで、情報システムにつきましては、そもそもどういう効果があるのか、ということについて、今は政府C I Oの下でという形になっておりますが、従前は総務省の方の下で、そもそも効果に対してのコストがどうなんだ、というのを審査されます。それからあと、予算要求段階ですと、財務省さんの査定の中でもですね、通常の査定とは別にですね、情報システムについては、政府全体のほかの省庁との比較の中で統計分析した上でですね、単価が異常に高いものがないかどうか、というのをきちんと精査していただいた上で、飛び抜けておかしいですよ、というのがあればそれは査定の対象になるということで、予算要求の段階で、そもそもかなり金額的な精査、あるいはコストパフォーマンス的な精査は入るという形になっております。その後、調達の話になりますと、基本的には予算額を上限にして予定価格の設定をしてまいりますので、そういった意味では、それよりも下の調達額の中で調達していくということで、パフォーマンスも含めて精査されていると。それからあと、実際の使用実績等をどう見るかという話もあると思うんですが、これはですね、毎年毎年というわけではないんですけれども、当然更新する際にですね、こういった使用実績があって、次にどういった規模のシステムを組む必要があるかというのを、設計の段階で精査してまいります。これは、CPUの使用率であるとか、メモリの使用量であるとか、あるいはハードディスクの量であるとか、通信に絡むところだと通信の帯域がどうだということも当然入ってまいります。そういったところをですね、実際の実績に合わせてどうかということ所で設計する段階で精査して、必要十分なものを設計してまいりますということ所で実施しておるところでございます。

会計課長 すみません。時間の制約がありますので、松村先生お願いします。

松村委員 オープンシステムの指掌紋自動識別システムに関して、先ほどの障害だとか停止だとか、これに関しては、実績はどんな感じになっているんでしょうか。ほかのシステムも合わせた全体のデータは見せていただきましたが。

情報管理課 若干ございます。障害件数が3年間で2件ほどございまして、平均的に言いますと数時間止まった実績があります。ですので、稼働率は99.9いくつというような数字が出てしまっているのは事実でございます。指掌紋の場合は、本当の即時、緊急にというものではないのでですね、これで耐えているということが正直なところでございます。

会計課長 そろそろ有識者の皆様方には、コメントシートへの御記入を始めていただきたいと思いますが、竹谷先生ございますか。

竹谷委員 先ほど、価格の問題だけではなくて性能の問題というお話がありましたけれども、性能を考えた総合評価、これによるシステムの調達というのは、大体どれくらいの割合で行われているのでしょうか。

情報管理課 割合については、ちょっと正確な数字を持ち合わせていないんですが、もともと総合評価につきましては、制度上、総額1億数千万を超える契約につきましては、すべからず総合評価をやることになっております。我々の場合ですと、運用経費と設置費を込み込みで契約をしますので、ハードウェアにつきましては、大きめのシステムではほぼすべからず総合評価でやっております。端末を1台2台追加するとかというようなものは純粹に価格の話になってまいるんですが、いわゆるシステムとして整備するような、全国的なシステムとして整備するものについては、ほぼ全てに近いものですね、総合評価になっておるといところでございます。

内田委員 今の総合評価では、価格と他の点数割合は、どの様になっていますか？

情報管理課 ケースバイケースではあるんですが、目安としてはですね、概ねハードウェアについては基本的に除算方式でありますので、あんまりその比率というのは関係なくてですね、価格点に対して技術点で割り算するような形ではありますが、どちらかと言うと比率というよりも、それぞれどれだけ差が付くかという話になってきます。それから、あとプログラムの開発は、基本的に加点方式でやっております、これは、いわゆる技術点と価格点を1対1の比率で従前やって来ております。ただ、先日来ですね、政府の全体の取組みとして、要は開発能力がないのにプログラムの開発をしてしまうようなケースが、全体的にはあるということで、技術点を1対3に、3の方まで上げてても良いですよという形で示された所ではあるんですが、警察庁においては、今の段階で1対3でやった実績というのはございません。通常1対1でやっているところです。

内田委員 1対1だと、ほとんど価格で決まってしまうので、総合評価の意味がなくなります。私は、最低でも3対1に、場合によっては4対1でも良いと思っています。早急に、是非、今年度から、3対1程度でやって頂きたいと考えています。特に価格点と技術点というか、価格点と技術点プラスアルファで検討して頂きたい。政府方針で3対1以上は駄目であれば、仕方ないですが、案件によっては、4対1でも可能だと思っています。国のICT化は、余りにも画一的で、そこに問題があると思っています。価格点だけでは、技術等の部分の評価ができません。技術等があると判断した入札者には、高い評価をする仕組みが大切です。昔、1人100万円/月を80万円/月にするのではなく、100万円/月で10人必要というより、120万円/月で7人の優秀な人材の方が望ましいのです。このような評価方法があることを考えていただきたいと言ったことがあります。特に警察の場合には、他にも色々な課題がありますので、慎重に考えて頂きたい。

会計課長 では、上山先生お願いします。

上山委員 システム数のところを教えてくださいたいのですが、平成21年度当初34システムだったのが、平成26年度末に25システムになりましたと。この時の9システムの

削減というのは、お聞きしているのですが確認させていただきたいのですが、どういった基準でシステムを削減されたんですか。

情報管理課 これはですね、若干ケースバイケースのところがあるんですが、比較的、業務の性質が似ていて、それから、いわゆる可用性であるとか、あるいは担保すべきセキュリティであるとか、そういったものが近いものを重点的に統合していったというものでございます。

上山委員 そちら辺の可用性とかセキュリティとかを判断されたのは、どなたが判断されたんですか。

情報管理課 言ってみれば当方でございます。警察庁です。

上山委員 全然、第三者の目を入れずに内部だけで決められたということですか。

情報管理課 この時はそういうことであります。もう一つ、先ほども申し上げておりますように、25年・26年度に、コンピュータセンターの移転がございましたので、この時に、センターの移転に合わせてですね、新しいシステムの構想も含めてやるっていうのが、ちょっとマンパワー的に無理なところがございましたので、先ほど申し上げてますように、機密性、可用性、それからシステムの類似性、それから端末がどういふところに延びているか、そういう親和性の高いものを統合した、というところが正直なところでございます。

上山委員 今後どうなるのでしょうか。何ページでしたっけ。17ページにも出てると思うのですがけれども、世界最先端IT国家創造宣言で、情報システム数は、2018年度までに半数近くまで削減というようなことがうたわれているのですがけれども、これは、同じくらいのペースで考えられているということによろしいのですか。

情報管理課 正にそうでありますし、IT戦略室等々と御相談なりしてですね、ロードマップなり外向きに計画を出さなければならないところもございまして、警察庁単独でできるっていう話でも実はないところもありますので、これは、しっかりと進めていきたいと。

上山委員 そりゃ国全体ではそうだと思うのですが、その叩き台になるのは、御庁のものは当然御庁で考えられていると思うんで、そのところを、差し支えない範囲で教えていただければということなのですか。

情報管理課 正直なところですね、これから検討するということでもあります。先ほど申し上げましたように、このシステムの次が29年なり、30年の更新ですので、そこに向けて、何と何をというのを含めてですね、次期の更新に合わせて検討していきたい。

上山委員 時期が、たまたま2018年度末とほぼ一致するので、ということですかね。

情報管理課 それもでございます。正にこれはたまたまですね。実際そうです。

上山委員 そうすると、一応、国の目標で半数なので、ここは半数くらいは目途にということで、計画が練られているという風に聞いておいてもよろしいでしょうか。

情報管理課 実は、このカウムの仕方というの、正に政府全体のカウムの仕方に、ちょっと引っ張られるところもありまして、警察庁独自のシステムと、それから、省庁間に全てあるようなものもありまして、それは、一つ一つ数えなきゃいけないと。我々としては、先ほど、内田先生からもありましたように、例えば、仮想化を使って一つにまとめていくと、今後それを検討して行きまして、今後、4年後なりに減らし

ていくということについては、目標としてはしていくんですが、ちょっとカウントの仕方につきましても、政府全体の並びとなった時に、そこまでいけるかどうかというのは、小っちゃいものもたくさんございまして、そこまで行けるかっていうのはあるんですけども、努力できるものは全てやっていきたいという風に考えているところですよ。

上山委員 恐らく、皆努力できるものは努力できるベースだとですね、結局、国全体としては、結果が出ないということになると思うので、そこは、閣議決定されたのであれば、それに沿った形を目指していただく必要があるのかなという風に思います。それで、どのようにしてやって行かれるかっていうところもですね、考えられた方が良いのかなという風に思っています。もう割りとするのなことだと思ってるので、精密にやっていただければと思いますけれども。

会計課長 はい、どうぞ。

内田委員 これ、システム数を減らすことが目的ではなくて、運用経費を減らすことが目的です。だから、この「台数を減らせ」という閣議決定がおかしいですね。別件ですが、運転者管理システムってレガシーで動いてるとのことですが、運転免許証の即日交付ですが、更新の場合、あるいは新規の免許取得時のみオンラインでやることに限定するのは不可能ですか？各都道府県に1か所程度と運転免許試験場を考えると、100ヶ所以下だと考えると、ローカルで運転免許証の更新が出来ればもう少し安価にできそうな気がします。勿論、交通違反では、運転免許等の照会が必要で、オンラインが必要ですが。この様な分割をすることで、レガシーシステムを、少し小さくできないかと思うのですが、いかがでしょうか？

情報管理課 左様でございますが、元々国が運転免許のシステムを持つのは、言ってみれば二重発給の防止とか、そういうところの観点があるのでございますので、ほとんどの仕事は地方でやられても、1回はですね、集中して、この免許を更新して良いかっていうトランザクションが発生する。それが、このシステムの場合は、正にその更新の、この時間帯に一気に来るといところが、今ちょっと問題になっている。これは、バラければですね、よろしいんですけども、皆さん8時半を目指して、バツと来られますといところがあって、そういうところはありますけれども、先生が言われたように、ほとんどの労力は、地方の発給する側でマシンタイムは使用しているんですけども、最後にしましては、1回は警察庁のシステムに、1回照合をかけて、その発給の可否を答えるというシステムでございます。

内田委員 おっしゃることは良く分かります。上手くやれば、レガシーをなくすことができるのではないかと。私はロードマップから判断していますが、ほかのレガシーシステムでも、常にセンターまで問い合わせをしないといけないか、また、どの様なタイミングなのかを十分考えれば、システム構築を変えられるのではないかと考えています。私はレガシーが必ずしも悪いとも思っていませんが、仕組み作りを工夫することで、コストを安くできる、あるいは、ローカルで出来れば、別の業者を入れることができるかもしれないと考えています。それによってセンターの負荷が変われば、センターのシステム自身を小さくできる、あるいは、オープンなシステムに作ることもできる可能性があることを考えて欲しいと思っています。

会計課長 赤坂先生、まだ御発言の機会がありませんでしたが、いかがでしょうか。

赤坂委員 私は、調達の方法でありますけれども、これ、ソフトとハードをですね、分離して発注するか、一体として発注するかっていうのが、個々のケースによって判断するということにはなるかとは思いますが、むしろ、一体としてですね、発注した方が、競争が働くんじゃないかなと、いう気はするんですね。それに総合評価方式っていうのを付加してですね、やるというのも、一つの方法だろうと思います。この政府のIT国家創造宣言というのはですね、非常にザックリとした数字と割合が出ているわけで、それがどういう根拠から出たのかな、という感じを受けているんですけど、警察庁の場合は非常に公共性のある犯罪の防止・捜査っていう面がありますし、一概に、この3割削減という問題は難しいと思いますが、ただ、特に調達額が大きな金額となる案件についてはですね、全体から見りゃ1割でも削減になれば、相当大きな額になると思いますんで、その辺を、個別の事案ごとにですね、判断してやっていただきたいなという風に考えます。

会計課長 それでは、とりまとめの結果につきまして、赤坂先生から紹介をお願いいたします。

赤坂委員 それでは発表します。皆さまが投票した結果は、事業内容の一部改善が4人、現状通りが2人であります。その案は、事業内容の一部改善が多いので、この評価結果をコメント案といたします。一部改善の内容の意見としては、4名でありますけれども、レガシー・オープンを含めて全体的な見直しをしてほしいという御意見、それから、ソフト・ハード一体での調達の方法に総合評価方式を加えて競争に付すること、警察庁の公共性からIT国家創造宣言のコストダウン率は、形式的に適用することは無理があるかと思うという意見。それから、1者応札の状況改善等については、より詳細な原因調査の上、改善措置を講ずることが必要という意見。システム統合については、より一層の検討をお願いしたいという意見があります。それから、また、競争性の低い分野については、情報の公開など、更に積極的な参入招請の措置を取る必要があるという御意見がありました。それから、現状どおりという御意見ですけれども、2名の方、業務プログラム開発とシステム賃貸借の分離調達の結果として1者応札になるのは望ましいことではない。そもそも一括調達をすべきである。オープンかレガシーかの問題は、予断を持たず、常に検討すべきということ。それから、随意契約・1者応札によるシステムについては、コスト・効果の妥当性を警察庁自ら事後的に評価する仕組みの改善が必要という御意見が、まあ、現状どおりとする御意見もですね、一部改善の御意見が含まれているということじゃないかという風に思われます。以上です。

会計課長 ありがとうございます。ただ今の赤坂先生の取りまとめ案でございますが、事業内容の一部改善という結果と、それからコメントについて、いくつか読み上げていただきましたが、ただ今の案につきまして、御意見がありましたら、よろしく願いをいたします。

会計課長 よろしいでしょうか。それでは、最終的なコメントをお願いいたします。

赤坂委員 それでは、先ほどの評価結果及び取りまとめのコメント案につきましては、皆さまの御賛同をいただけたものと判断いたしましたので、これを最終的な評価結果

といたします。以上です。

会計課長 ありがとうございます。今後は、ただ今の御審議の結果を踏まえまして、事業の見直しを進めてまいりたいと思います。それでは、この事業もこれにて終了いたします。予定しておりました2事業の審議が終了いたしました。御協力ありがとうございました。最後に、坂口官房長から御挨拶を申し上げます。

官房長 本日は、大変限られた時間ではございましたけれども、有識者の皆様には、大変活発な御議論をしていただきまして、ありがとうございました。今回の公開プロセスでは、司法解剖の実施につきましては、一応の評価上は票数の分布がございますが、中身としましては、6人の有識者が一致した御意見でございますので、これを踏まえまして、今後とも事業の中身につきましては、より一層検証しまして、効果的・効率的な事業を進めたいと考えております。また、電子計算機運営につきましては、一部改善という御指摘でございますが、これにつきましても、当然御指摘を踏まえまして、今後とも更に事業の内容について詰めてまいりたいと思います。どうか、今後とも、警察庁の業務、会計業務につきまして、忌憚のない御意見をいただきまして、今後とも御指導を賜りたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

会計課長 ありがとうございます。以上をもちまして、警察庁の公開プロセスを終了させていただきます。